

令和8年8月3日
山梨県森林環境部
地域エネルギー推進室 室長 佐藤 晃一
電話 055-223-1503 (内線 6650)

報道関係者各位

「家庭用省エネ設備等導入支援事業費補助金」 8月5日から申請受付を開始します

山梨県は、原油価格の高騰などによる家計への影響を軽減するとともに、家庭部門における温室効果ガス排出量の削減を図るため、「家庭用省エネ設備等導入支援事業費補助金」の申請受付を令和8年8月5日から開始します。

本補助金は、県民の皆様による省エネルギー設備や再生可能エネルギー活用設備の導入を支援するもので、住宅への設備導入費の一部を補助します。

つきましては、多くの県民の皆様にご活用いただけるよう、報道機関の皆様におかれましては、本制度の周知にご協力をお願いします。

1 補助制度概要

(1) 対象者

山梨県内に居住する個人等

(2) 補助対象設備

【省エネ設備】		【再エネ設備】	
対象設備	補助額	対象設備	補助額
エコキュート	4万円	おひさまエコキュート	8万円
エコジョーズ	2万円	V2H	11万円
エネファーム	12万円		
ハイブリッド給湯機	8万円		
太陽熱温水機	6万円		
高効率エアコン（小）	1万円		
高効率エアコン（大）	2万円		
ペレットストーブ	11万円		

注意事項：本補助金では、所定の省エネ性能を満たした機種を助成対象としています。
対象となる機種の要件については、県ホームページをご確認ください。

(3) 申請受付期間

令和8年8月5日（水）午前10時から

令和9年5月24日（月）午後5時（予定）まで

※申請は予算の範囲内で受け付けます。予算の上限に達した場合は、受付期間中であっても募集を終了する場合があります。

次ページへ続く

2 その他

(1) 問い合わせ先・交付申請書提出先

事務委託先：やまなし家庭用省エネ設備等補助金事務局

所在地：〒400-0058 甲府市宮原町 608-1

(株)サンニチ印刷 BPO センター内

電話番号：050-5784-5561

MAIL：syoene@sannichi-p.co.jp

受付時間：※令和 8 年 8 月 5 日（水）から受付開始

平日 10 時～19 時、土曜日 10 時～17 時

（日曜日・祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は除く）

(2) 事業詳細（県ホームページ）

山梨県／家庭用省エネ設備等導入支援事業費補助金

<https://www.pref.yamanashi.jp/chiki-ene/kateiyousyouenesetsubitou.html>

